



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

監査事務所検査結果事例集 ～検査官の視点～

公認会計士・監査審査会

主任公認会計士監査検査官 東葭 葉子

アジェンダ

1. 審査会検査の概要
2. 事例集について
3. 検査結果の概要
4. リスク・アプローチに係る不備
5. 監査における不正リスク対応に係る不備
6. 会計上の見積りに係る不備
7. 監査証拠の適切性及び十分性の評価
8. 個別監査業務と品質管理システム
9. 根本原因の追究
10. 終わりに

1. 審査会検査の概要(1)

検査の目的

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)が実施する検査は、**公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点**から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)が行う監査事務所(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。)における公認会計士法(以下「法」という。)第2条第1項の業務(以下「監査証明業務」という。)の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査証明業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

1. 審査会検査の概要(2)

検査対象先

審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおり

- (1) 協会(法第46条の12 第1項)
- (2) 監査事務所(法第49条の3第2項)
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所
(法第49条の3第2項)

1. 審査会検査の概要(3)

検査結果

公益又は投資者保護に資するため、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案は、勧告後、原則として公表

検査実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
検査先	11事務所	13事務所	14事務所
勧告の状況	2事務所	1事務所	5事務所

2. 事例集について(1)

概要

- 平成20年2月に公表して以来、毎年改訂。平成27年7月に8回目となる公表
- 監査事務所に共通して生じがちな指摘事例を中心に掲載
- 指摘事例の背景・原因についても、可能な限り記載
- 外国監査法人や外国当局に向け、英語版も公表

2. 事例集について(2)

監査事務所に対する期待

- 品質管理のシステムを自己点検するとともに、発見された不備については、その根本的な原因を究明し、改善を図ることが重要
- 適切な監査調書が作成されていない場合、単に文書化の問題ではなく、必要な監査手続が実施されていると認められない場合がほとんどであり、その背景には品質管理のシステムに係る問題がある

2. 事例集について(3)

主な改訂ポイント

- 根本原因の究明に係る記載を充実
- 「品質管理編」では、平成27年度検査基本計画及び審査会が有する問題意識等を踏まえ、「着眼点」、「求められる対応」を見直し
- 「個別監査業務編」では、監査現場で生じがちな監査手続の不備事例を選定

3. 検査結果の概要(1)

全体を俯瞰

区分	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
品質管理システム	○	△ (運用での課題あり)	× (形式的な対応に留まる)
監査マニュアル	○	△ (グローバル制定の監査マニュアルあるが、利用は任意)	× (海外の監査法人との提携はない)
グローバルレビュー	○	△ (ヒアリング中心で監査調書のレビューなし)	—
リスク・アプローチ	△ (監査チーム間でレベル差あり)	△ないし× (監査法人間でレベル差あり)	× (協会の雛形を形式的に埋めるだけ)
不正リスク対応	△ (監査チーム間でレベル差あり)	△ないし× (監査法人間でレベル差あり、 リスクの識別が出来ていない)	× (リスクの識別が出来ていない)
会計上の見積り	△ (監査チーム間でレベル差あり)	△ないし× (手続の深度不足)	× (手続不足)

3. 検査結果の概要(2)

品質管理

項目	平成25年度	平成26年度
業務管理体制(内部規程の策定含む)	9.2%	4.4%
法令遵守体制	8.7%	3.5%
情報管理体制	8.7%	8.8%
独立性	4.6%	3.5%
監査契約の新規受嘱及び更新	11.0%	9.6%
監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	12.1%	18.4%
監査調書の作成及び査閲	12.7%	14.9%
監査調書の管理	6.9%	4.4%
審査	12.7%	14.0%
日常的監視	4.0%	5.3%
定期的な検証	9.2%	13.2%

3. 検査結果の概要(3)

品質管理

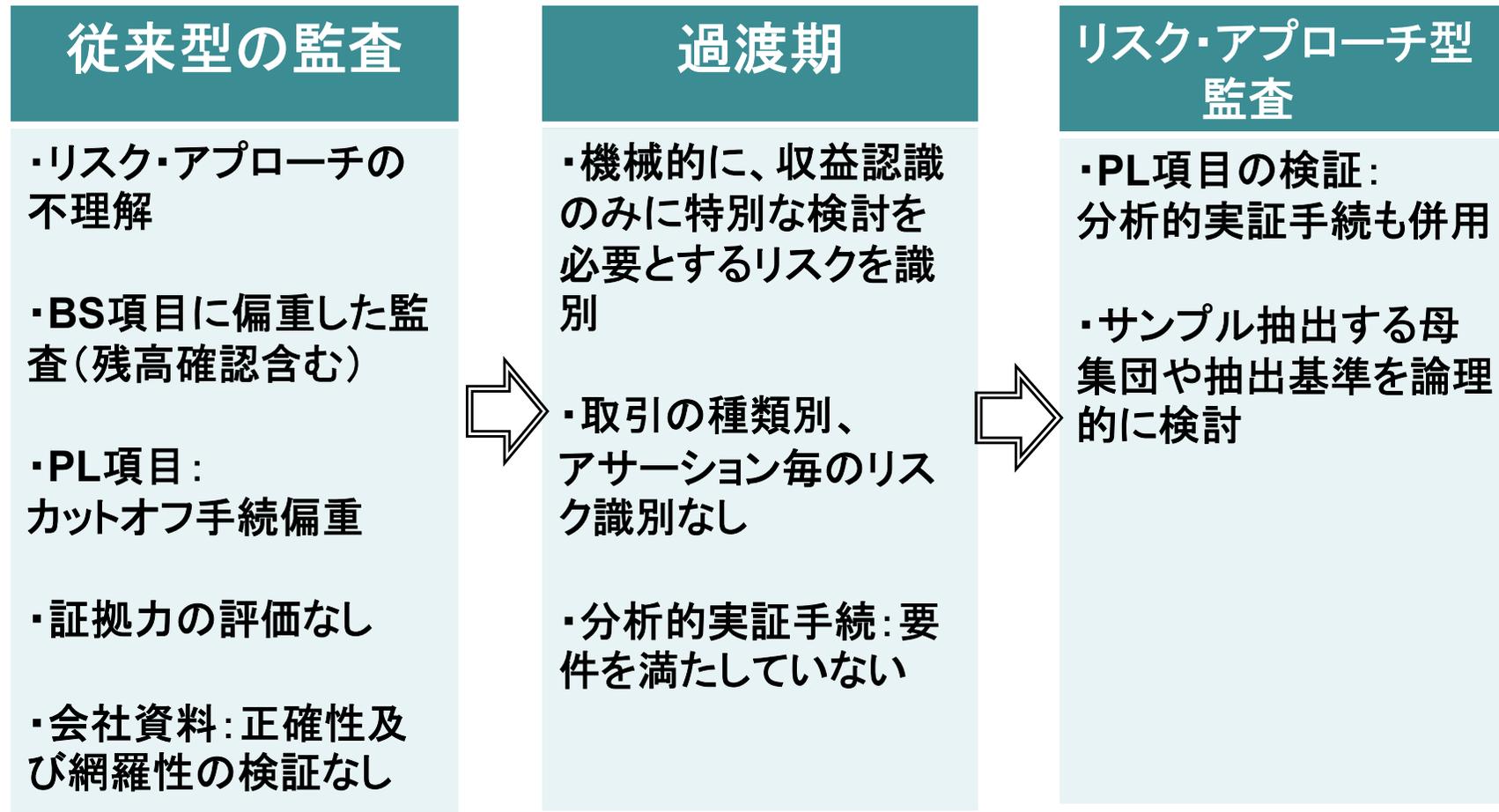
- 品質管理のシステム⇒形式的な整備は出来ているが、**実効性**が問題
- 監査契約の新規受嘱及び更新、監査調書の作成及び査閲、審査、定期的な検証に係る不備は減少せず
- 品質管理レビューの改善状況⇒不十分なケースが散見される(**指摘の趣旨**を理解していないためか?)

3. 検査結果の概要(4)

個別監査業務

項目	大手		大手以外	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
リスク・アプローチ (リスク評価及び計画の策定)	16.1%	11.0%	14.4%	22.7%
監査証拠	21.8%	20.5%	25.8%	29.1%
会計上の見積りの監査	19.5%	26.0%	20.1%	20.2%
他者の作業の利用	5.7%	9.6%	8.1%	5.2%
金融機関の監査	31.0%	8.2%	8.4%	5.2%
財務諸表監査における不正	5.7%	17.8%	9.0%	9.6%
財務報告に係る内部統制の監査	0.0%	6.8%	11.7%	6.7%
その他	0.0%	0.0%	2.4%	1.2%

3. 検査結果の概要(5)



上記、リスク・アプローチ型監査の先に、監査の基準が求める形がある

4. リスク・アプローチに係る不備(1)

(ア)不備事例の概要

- リスク・アプローチ:考える監査⇒何を考えるか理解できていないケースが散見される
- 何を考えるか？
 - ①リスクの識別(被監査会社の状況に応じて、重要な虚偽表示リスクがどこに、どのようにあるか)
 - ②監査手続(監査リスク、証拠力を考慮した上で、監査手続の実施時期、範囲、深度)
- リスク評価、監査計画、監査手続に首尾一貫性がない

4. リスク・アプローチに係る不備(2)

(イ)不備事例(リスクの識別)

- 収益認識に不正リスクを識別しているが、売上の取引種類又は監査要点に関連付けたリスク評価を実施していない
- 被監査会社は、継続して営業損失を計上し、財務制限条項に抵触する可能性が高まっているなど、不正リスクや資産の評価減のリスクが想起される複数の状況が存在しているにもかかわらず、会計上の見積りについて特別な検討を必要とするリスクを識別しないことについて、被監査会社の状況を踏まえて検討していない
- 被監査会社が会計方針を変更したことについて、事業内容又は被監査会社を取り巻く内外の経営環境の変化と整合しているか、経営者の偏向があるか検討していない

4. リスク・アプローチに係る不備(3)

(1) 不備事例(監査計画の立案)

- 監査チームは、期首に策定した監査計画において、前期の財務諸表数値を基に、実証手続を実施すべき重要な取引種類、勘定残高及び開示等を決定している。しかしながら、監査チームは、期中において被監査会社の企業環境や業績が悪化しているにもかかわらず、監査計画の見直しを行っていない
- 監査チームは、初年度監査の実施にあたり、前任監査人から得た情報や監査事務所内の受嘱手続等を通じて把握した監査リスクを監査計画の立案に反映させていない

4. リスク・アプローチに係る不備(4)

(ウ)リスク・アプローチに基づく監査計画に不備が生じる原因

原因

・業務執行社員のリスク・アプローチ理解不足
や監査計画への関与不足

・リスク感度が低い、経験が不足している
⇒職業的懐疑心の保持・発揮が不足

・評価したリスクとそれに対応する監査手続が
合致しておらず、監査証拠の適切性、十分性、
証拠力を考慮して、監査計画を立案する姿勢
に欠ける

5. 監査における不正リスク対応に係る不備(1)

(ア)不備事例の概要

職業的懐疑心の保持・発揮不足

・機械的に収益認識だけに不正リスクを識別している

・収益認識や会計上の見積り項目に不正リスクを識別しながら、対応手順が不十分

・関連当事者取引や通例でない取引を識別しながら、不正リスクの評価が適切に実施されていない

5. 監査における不正リスク対応に係る不備(2)

(1) 財務諸表監査における不正に係る基準(240 31項)

仕訳テスト

- 仕訳テストの実施(期末時点は必須、期中を通じて仕訳テストを実施するかを検討)

経営者の偏向

- 個々には合理的であるとしても、不正による重要な虚偽表示リスクとなるような経営者の偏向が存在する可能性の評価
- 会計上の見積りに関連する経営者の仮定及び判断を遡及的に検討

通例でない取引(関連当事者取引含む)

- 取引の事業上の合理性を評価(不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性)

5. 監査における不正リスク対応に係る不備(3)

(ウ)不備事例(仕訳テスト)

- 被監査会社について、上場会社として第三者からのプレッシャー等の不正要因があると評価しているにもかかわらず、年間を通じて仕訳を検討することの必要性や通例でない仕訳を抽出する基準を検討しないなど、不正要因を踏まえた仕訳テストを実施していない
- 被監査会社の仕訳入力に係る内部統制を理解しておらず、テスト対象とする仕訳の抽出範囲の妥当性やデータの網羅性について検討していない

5. 監査における不正リスク対応に係る不備(4)

(ウ)不備事例(経営者の偏向)

- 会計上の見積りにおいて、各見積り項目の検討結果や過年度の見積りと実績値の比較を実施していないなど、経営者の偏向が会計上の見積りに存在するかどうかを遡及して検討していない
- 監査チームは、貸倒引当金や固定資産の減損の検討において、前年度の財務諸表に計上された見積額とその確定額を比較するなど、経営者の見積りの不確実性の程度を評価するために、過年度の見積りの確定額に対する検討を行っていない

5. 監査における不正リスク対応に係る不備(5)

(ウ)不備事例(経営者の偏向)

- 被監査会社は、繰延税金資産の回収可能性と固定資産の減損について、同じ翌年度の予算を利用している。前者については、翌年度の達成可能性に疑義があるため繰延税金資産を計上せず、後者については、予算達成可能のため減損は不要とするなど、経営者の仮定に不整合があるにもかかわらず、経営者の仮定が合理的であるか検討していない
- 被監査会社は、棚卸資産評価損を特別損失に計上するという例外的な会計処理により営業利益を黒字化しているが、当該事実について、経営者の偏向の有無を検討していない

5. 監査における不正リスク対応に係る不備(6)

(ウ)不備事例(通例でない取引)

- 被監査会社は、グループ外の会社に対して、決算月において、これまで提供していないサービスなど、**経常的に発生していない売上を計上し、期末日後間もなく、当該会社とその代表者に対して多額の貸付を行っている。**しかしながら、監査チームは、これらの**決算月付近に発生した通例でない取引について、当該会社と被監査会社グループの関係及び取引全体の事業上の合理性を踏まえた売上計上の妥当性を検討していない**

5. 監査における不正リスク対応に係る不備(7)

(I) 不備が生じる原因

原因

・被監査会社に不正は発生しないと信じたいたいと思っている、経営者は誠実だと思い込んでいる
⇒職業的懐疑心の保持・発揮不足

・不正リスクの発生態様を被監査会社に応じて想定できていない

・不正リスク対応手続においては、より強い証拠を入手することが必要であるにもかかわらず、これを念頭において監査計画の立案をしていない

6. 会計上の見積りに係る不備(1)

(ア)不備事例の概要

①過年度から継続している不備

- 経営者の仮定の合理性について十分に検討していない
- 事業計画の合理性の検討において、監査手続を質問のみで終了し、具体的な証拠により確かめていない
- 繰延税金資産の回収可能性の検討における会社区分について、監査委員会報告第66号に照らして検討していない

②不正対応

- 経営者の偏向について検討していない不備事例多数あり
(なお、当該事例は、不正対応に係る不備で記載)

6. 会計上の見積りに係る不備(2)

(1) 不備事例(基礎データの検討)

- 飲食店を営む被監査会社は、多店舗展開し店別の損益を管理し、固定資産の減損のグルーピングは店舗単位としているが、監査チームは、被監査会社が作成した店舗別損益の正確性や本社費配賦の妥当性について検討していない
- 棚卸資産の評価の検討において、被監査会社から提示された棚卸資産評価損の計算資料について、それ以外に評価減を行う棚卸資産がないかなど、被監査会社が作成した資料の正確性及び網羅性について検討していない

6. 会計上の見積りに係る不備(3)

(1) 不備事例(事業計画の検討)

- 被監査会社は、実質価額が著しく下落している関係会社株式について、来期以降の2年間の利益により実質価額が取得価額まで回復するとして減損していないが、監査チームは、当該事業計画が過年度の実績と大幅に乖離しているにもかかわらず、その合理性を検討していない
- 期末時点において、前期において見込まれた繰越欠損金解消時期に、繰越欠損金を解消することが困難な状況であるにもかかわらず、被監査会社の事業計画の達成可能性について、外部の裏づけ資料等に基づく検証をしていない

6. 会計上の見積りに係る不備(4)

(ウ)不備が継続して発生する原因⇒不正リスク対応よりも容易なはず

原因

・被監査会社の主張を鵜呑みにする、迎合している⇒職業的懐疑心の保持・発揮不足

・会計上の見積りが生じる各勘定科目において、見積り項目のどの要素において虚偽表示リスクが発生するか把握できていない

・会計上の見積りに関して重要な事業計画について、検討方法(同業他社との比較、具体的な証拠を入手して批判的に検討など)を理解していない

7. 監査証拠の適切性及び十分性の評価(1)

(ア)不備事例の概要⇒過年度から指摘されている不備事例が本年度においても多く見られる

- 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスクに適合していない
- 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、質問のみで監査手続を終了
- 他の監査証拠との矛盾や異常点を識別しているが、追加的な監査手続を実施していない
- 分析的実証手続の要件を満たしていない(前期比較、月次推移で終わっている)

7. 監査証拠の適切性及び十分性の評価(2)

(ア)不備事例の概要⇒過年度から指摘されている不備事例が本年度においても多く見られる

- 母集団全体の結論を得るために適切なサンプル基準となっていない
- 被監査会社が作成した情報の利用に際し、信頼性を評価していない(他の専門家の利用含む)

7. 監査証拠の適切性及び十分性の評価(3)

(1) 不備事例(監査目的不適合)

- 売上の発生を検証するための監査手続において、売掛金の貸方計上金額と売掛金の入金記録を照合するにとどまるなど、監査目的に適合した監査証拠を入手していない
- 売上高の発生の検討において、内部統制の運用評価手続と実証手続の二重目的をもってサンプルテストをすることを計画しているが、売上高明細に担当者印が押印することを確認するにとどまり、顧客から受領した検収書と突合するなど実証手続の監査証拠を入手していない

7. 監査証拠の適切性及び十分性の評価(4)

(1) 不備事例(残高確認)

① 代替的な監査手続

- 債権債務の残高確認において、確認依頼先から確認依頼金額への同意又は不同意の旨も、確認依頼先の勘定残高金額も記載されていない回答を受け取ったにもかかわらず、この回答を確認差異がないものとして取り扱い、確認状の再発送又は代替手続等の必要な監査手続を実施していない

② 確認差異

- 残高確認の結果把握した確認差異について、差異の内容を質問により検討するのみで、当該確認差異が虚偽表示でないことを裏付ける監査証拠を入手していない

7. 監査証拠の適切性及び十分性の評価(5)

(イ)不備事例(サンプリング)⇒特定項目抽出により詳細テストを実施する場合の残余部分への対応

- 債権債務の実証手続において、残高確認先を10百万円以上の残高がある先とする特定項目抽出方法により選定し、詳細テストを実施しているが、残余部分が手続実施上の重要性を超過しているにもかかわらず、残余部分に対する監査手続の必要性を検討していない
- サンプリングに際して、サンプルとして、一部の期間の取引や、一つの支店のみの取引を選定しているが、当該サンプルの抽出範囲が母集団全体の結論を得るのに十分であるか検討していない

8. 個別監査業務と品質管理システム(1)

(ア)個別監査業務において監査手続の不備が生じている原因:行動と能力に着目

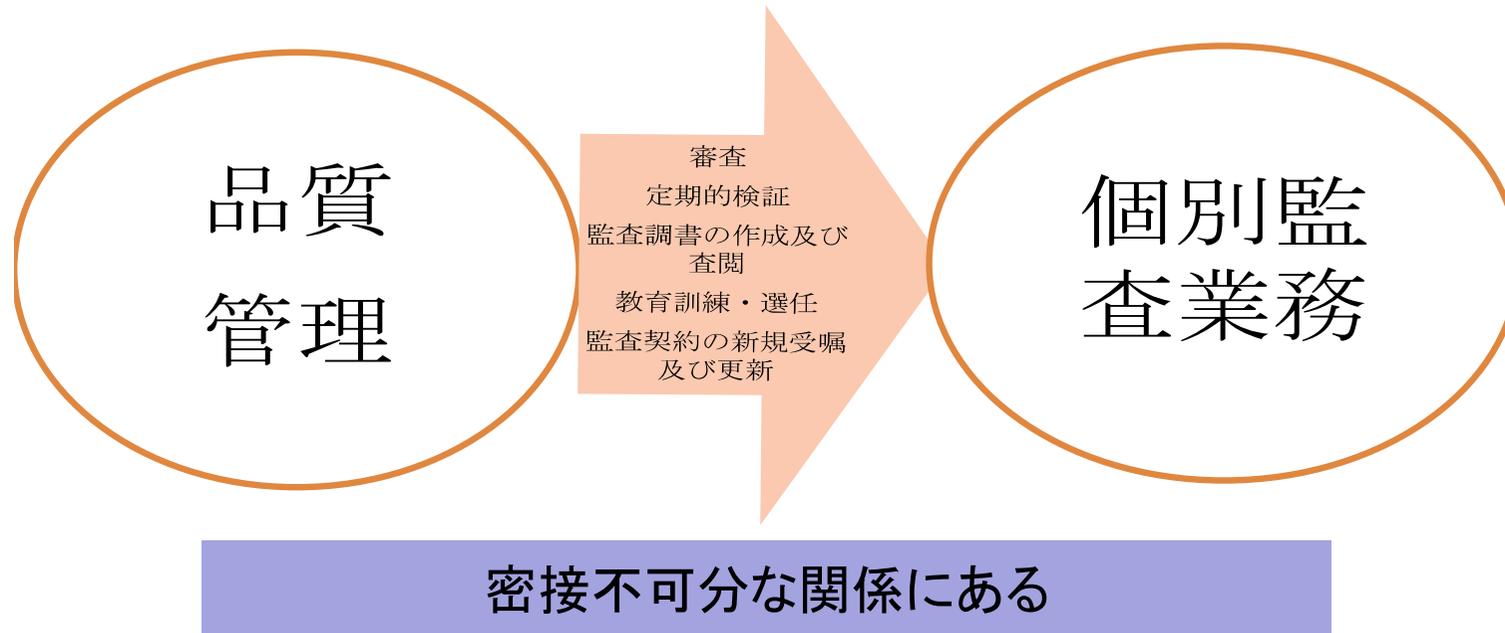
監査チームにおける問題

- 監査手続の優先順位を論理的に考えられなかった
- 重要な監査調書の査閲を実施していなかった
- 虚偽表示リスクを注意深く見極めず、重要でないことに没頭した
- 職務の委任と責任の分担が不適切
- 入手し得るあらゆるデータを利用していなかった
- 全ての方針やチームメンバー間の明確な意思疎通が疎かになった
- 業務執行社員がしっかりとしたリーダーシップ(フォローアップを含め)を発揮しなかった

8. 個別監査業務と品質管理システム(2)

(1) 組織的監査の実施

- 監査の品質は個人の能力・資質に大きく依存している？
- 監査法人として組織的に監査業務を行うことにより、監査チームや個人の限界を超える必要がある



8. 個別監査業務と品質管理システム(3)

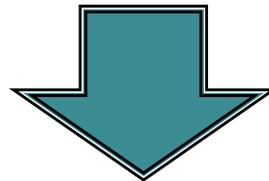
(1)組織的監査の実施

- 個別監査業務の品質に重要な影響を与える品質管理システム(特に、審査、定期的検証、査閲、教育訓練、監査チームの選任、監査契約の新規締結及び更新)については、個別監査業務で発生した不備との関連付けをして、実効性ある品質管理システムとなるように改善につなげることが必要

9. 根本原因の追究(1)

(ウ)根本原因の究明(原因分析の必要性)

- 多くの監査事務所において、品質管理レビューや定期的な検証等により発見された不備に対し、不備が発生した原因の究明を行わずに、形式的な改善策を策定・実施。このため、改善策を実施したにもかかわらず、同一の不備や同様の不備が再度発生



- 直接的な原因に対処するだけの改善策にとどまる場合には、本質的な改善につながらず、品質管理システムの改善に実効性がない又は不十分となる

9. 根本原因の追究(2)

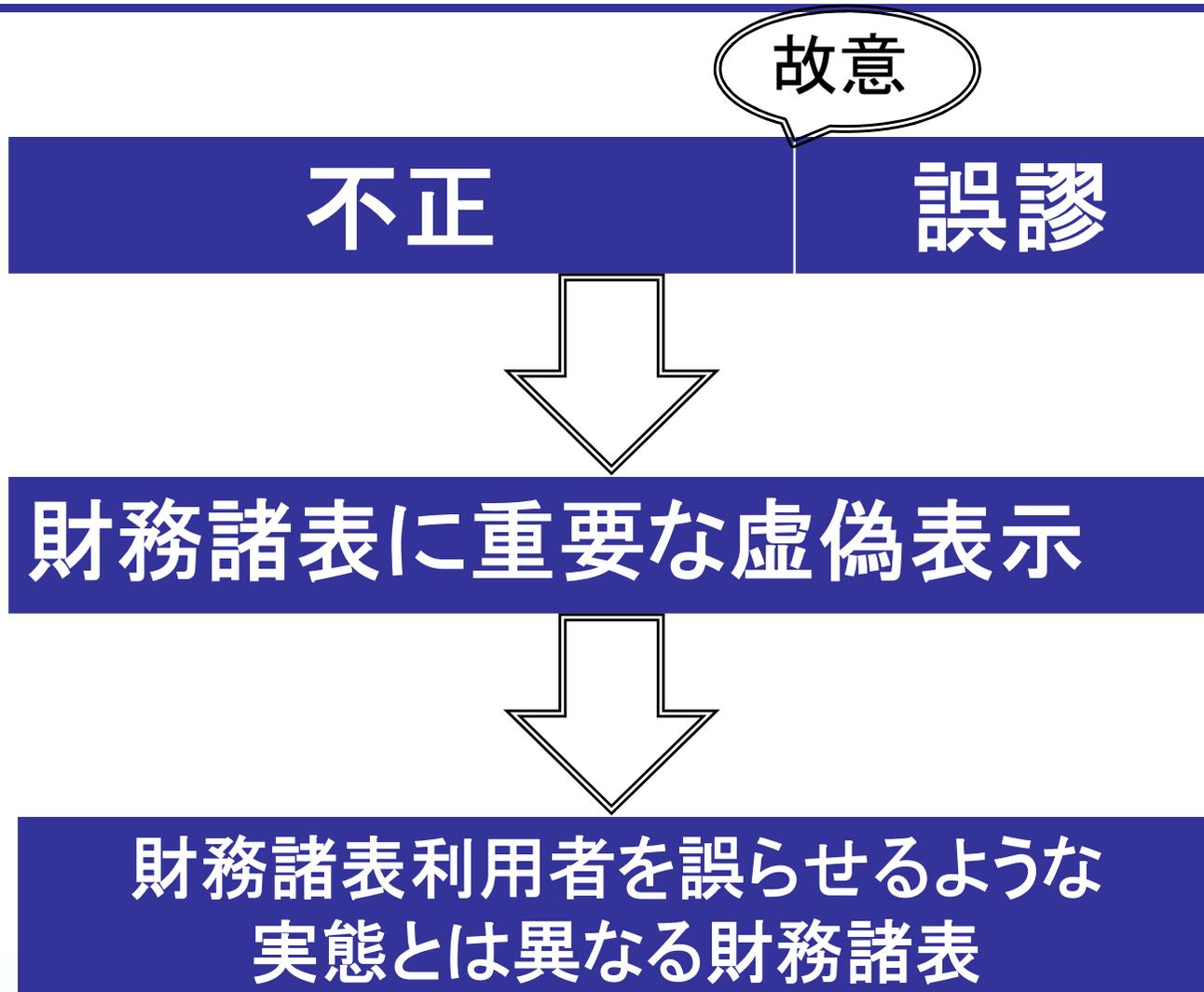
(I)根本原因の例示

- ① 監査事務所の経営方針、経営システム及びビジネスモデル
- ② 最高経営責任者等による品質管理に対する取組
- ③ 各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制

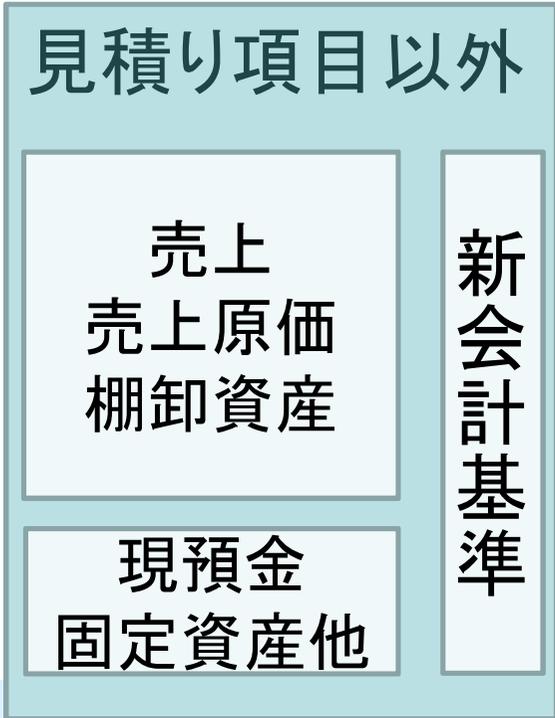
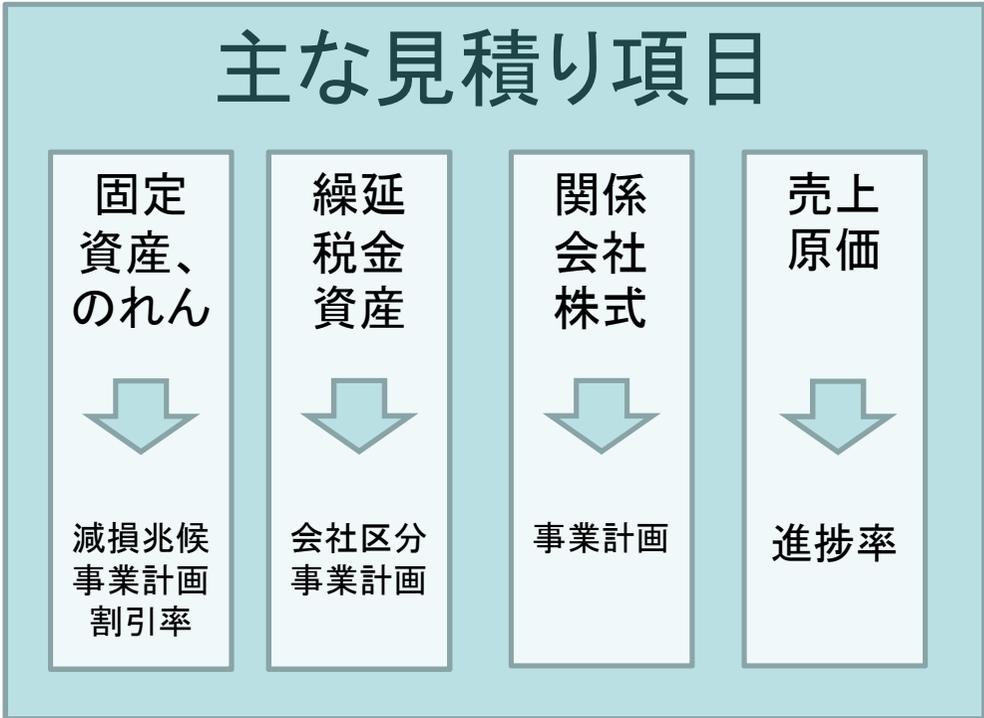
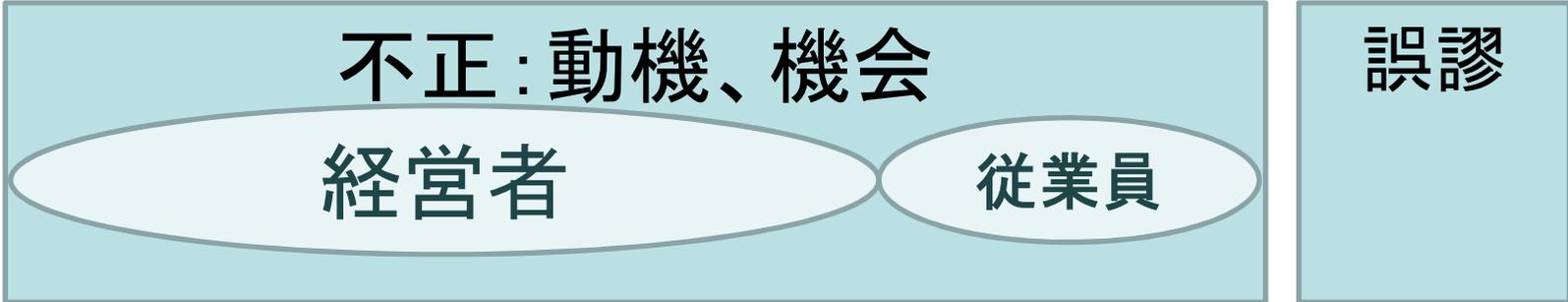
上記の他にも、法人の経営状況、法人の階層別人員構成、法人の品質管理の風土に係る問題点がある

終わりに

重要な虚偽表示リスク



重要な虚偽表示リスク



財務諸表監査における不正

不当又は違法な利益を得るため
実態とは異なる会計処理を行う

- 架空取引
 - 事業上の合理性がない、通例でない取引
 - 会計上の見積り
- 
- 不適切な会計処理を行う

不正事例(1)

(検査官の過去の経験によるもの)

- 架空売上⇒相手勘定:未収消費税
- 未完成工事にもかかわらず売上計上
- 架空会社を連結
- 売上原価や販売費を土地として計上
- 店舗の器具備品を他に転用できるとして減損せず
- 固定資産の減価償却費を計上しない
- リベートの前倒し計上
- 在庫の過少計上(実地棚卸後に在庫を搬入)
- 原価差額の配賦基準の変更⇒在庫増加

不正事例(2)

(検査官の過去の経験によるもの)

- 売上の早期計上
- 売掛金回収データ改竄⇒貸倒引当金計上せず
- 滞留在庫⇒評価損計上せず
- 広告宣伝費を長期前払費用として5年で償却
- 架空在庫計上(現物なしで実地棚卸し)
- 出資後直ちにその大半を配当として収益計上
- 連結外し(出資しているSPCに土地を売却、SPC連結せず)
- 工事原価の付け替えにより費用計上を遅らせる
- 原価、費用の未計上(簿外負債)

(注)利益出す方向の不正:資産の過大計上、負債の過少計上

不適切な会計処理に利用されやすい勘定科目

業種	勘定科目等	共通
情報・通信業	無形固定資産(ソフトウェア、ライセンス)	繰延税金資産 非上場株式 固定資産
サービス業	無形固定資産(著作権、コンテンツ)	
卸売業	売上原価(リベート)	
建設業	在庫、売上、売上原価(工事進行基準)	
小売業	売上原価(リベート)、有形固定資産	
金融業	貸倒引当金、連結	
その他メーカー	売上、売上原価、在庫	

監査において実施する事項

